内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関する内閣府令	内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する内閣府令
（趣旨）	（趣旨）
第一条　内閣総理大臣の所掌に係る科学技術・イノベーション創出の活性化に関しては、この府令の定めるところによる。	**第一条**　内閣総理大臣の所掌に係る研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関しては、この府令の定めるところによる。
（外国人を任用できない職等の範囲）	（外国人を任用できない職等の範囲）
第二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第三条第二項の命令で定める機関は、警察庁科学警察研究所附属鑑定所及び警察庁科学警察研究所法科学研修所とする。	**第二条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二項の命令で定める機関は、警察庁科学警察研究所附属鑑定所及び警察庁科学警察研究所法科学研修所とする。
（国有施設減額使用の手続）	（国有施設減額使用の手続）
第四条　令別表第一の一の項第一号に掲げる機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	**第四条**　令別表の一の項第一号に掲げる機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第八条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
（国有地減額使用の手続）	（国有地減額使用の手続）
第五条　令別表第一の一の項第一号に掲げる機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第九条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第三の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	**第五条**　令別表の一の項第一号に掲げる機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第九条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第三の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
（中核的研究機関の公示）	（中核的研究機関の公示）
第六条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。	**第六条**　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「法」という。）第三十七条第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
（令別表第一の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続）	（令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続）
第七条　令別表第一の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十一条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第五の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	**第七条**　令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十一条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第五の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
（令別表第一の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続）	（令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続）
第八条　令別表第一の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十二条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第七の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	**第八条**　令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十二条第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第七の認定申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2　［略］	2　［同上］